

SBI 大学院大学における研究活動上の不正行為に関する公表概要

2023 年 2 月 28 日

SBI 大学院大学

1. 発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等

2022 年 10 月 20 日、第三者から文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課 研究に関する不正の告発受付窓口宛に対して同月 16 日付で提出された、SBI 大学院大学（以下「本学」という。）所属の花村信也経営管理研究科教授（以下「調査対象者」という。）が執筆した論文についての告発書を、文部科学省より本学が受領した。

その後、「SBI 大学院大学研究公正規則」（以下「本規則」という。）第 15 条第 1 項に従い、予備調査委員会を開催し、かつ、調査対象者へのヒアリングを行い、盗用の可能性が非常に高いため、本調査委員会を組成することが予備調査委員の全員一致で決議された。

以上の経緯から、本学学長は、本規則第 17 条及び第 18 条に基づき、同年 12 月 6 日に本調査委員会を設置し、本調査が開始された。

2. 本調査の概要

(1) 調査体制

本調査委員会 6 名（学内委員 2 名、学外委員 4 名（有識者・弁護士））

小林 英幸 SBI 大学院大学教授・研究科長

太田 紀子 SBI 大学院大学事務局長・統括管理責任者

三浦 亮太 三浦法律事務所 法人パートナー（外部有識者）

柴田 尚史 麻布霞山法律事務所 代表弁護士（外部有識者）

中川 裕介 西村あさひ法律事務所 パートナー（外部有識者）

崎 香織 西村あさひ法律事務所 アソシエイト（外部有識者）

(2) 調査期間

2022 年 12 月 6 日～12 月 30 日

(3) 調査対象論文

タイトル：「人工知能、リーダーシップ、人間学：人工知能は人間学を理解し、リーダーシップを取ることができるか」

出版年月日：「SBI 大学院大学紀要」第 7 号（2019 年 12 月号）（以下「本紀要」）

という。)

(4) 調査対象研究者

花村 信也 経営管理研究科教授

(5) 調査方法・手順

調査対象論文と以下で定義する川井論文の比較・精査を行い、併せて予備調査委員会が実施した調査対象者からの対面による弁明を受けた報告書を確認した。

3. 本調査委員会の調査結果及び認定理由

(1) 調査結果

本調査委員会は、調査結果を踏まえ、調査対象論文の74～83頁の記載が、川井良浩氏（以下「川井氏」という。）の論文・著作である①『安岡正篤の研究』（明窓出版、2006年9月15日発行）及び②「安岡正篤の日本主義労働運動論」（『専修法研論集』第48号、専修大学大学院、2011年3月発行）（①・②を総称して「川井論文」という。）の「盗用」とであると認定した。

(2) 認定理由

本学において、研究活動上の不正行為とは、①故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用、及び②①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものを意味する（本規則第2条(1)）。そして、盗用とは、他人のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、了解若しくは適切な表示なく流用することを意味する（本規則第3条(1)①）¹。

調査対象論文と川井論文を比較すると、74～83頁の記載の大部分において、川井論文をほぼそのまま利用しているにもかかわらず、引用注が全く付されておらず、川井論文が脚注として示す安岡正篤（以下「安岡」という。）の原典のみ引用注を付している。これは、他人の論文を適切な表示なく流用しており、客観的に「盗用」に該当する。

また、調査対象者は、盗作・盗用の意図はなかったと弁明しているが、同時に、調査対象者は、他者の論文・著作を引用する際の学問上のルール自体は、本学における研究倫理研修等を通じて調査対象論文の執筆当時から認識していたこ

¹ 下線は本調査委員会による。

とを認めており、現に、調査対象論文の中で、調査対象者は、北尾吉孝氏（以下「北尾氏」という。）や亀井俊郎氏（以下「亀井氏」という。）の論文を引用する際には、学問上のルールに従って適切に引用をしている。以上からすれば、盗作・盗用の意図はなかったという調査対象者の弁明にかかわらず、調査対象者においては、執筆当時から不適切な表記をしていることを十分に認識できたはずであり、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより」「盗用」したと評価せざるを得ない。

4. 本学がこれまでに行った措置の内容

- ① 本紀要が公表されているウェブサイトにおける調査対象論文を削除した。
- ② 学長より 2023 年 1 月 26 日付で、国立国会図書館に対し、入庫している本紀要の利用制限措置を申請し、審査中である。

5. 不正行為の発生原因と再発防止策

(1) 発生原因

本件の不正行為の発生原因としては、以下のものが考えられる。

- 調査対象者において、学問上のルールや大学の紀要論文に関する理解・認識が欠如しており、研究活動に携わる者として不正行為に対する危機意識及び自覚が不足していたこと。
- 本学において、「SBI 大学院大学紀要」の編集過程でのチェック体制が必ずしも十分に機能していなかったこと。

(2) 再発防止策

同種事案の再発防止策として、以下の内容を実施予定である。

ア 紀要論文での再発防止

- (a) 紀要執筆要領を改訂して不正行為の禁止、不正を行った場合の論文廃止について明示的に記載すること。
- (b) 原稿提出時にデータ間違いがないか、引用表記の漏れがないか等、論文の形式面に関する確認欄を設けて本人チェックのうえで提出させること。
- (c) 提出原稿の剽窃チェックソフト（コピペルナー）でのチェックをすること。
- (d) 研究倫理 e ラーニング受講を現在の対象に追加して、紀要投稿する非常勤教員、修了生も対象とすること（投稿希望連絡があった該当者に受講

させること)。

イ 教員への対応の強化

- (a) 学長より全教員へ研究倫理の遵守徹底を通知する（不正があった場合の罰についても強調）。
- (b) 研究倫理を遵守する誓約書を全教員から徴求すること。
- (c) 現在実施している e ラーニングを漏れなく確実に実施し結果を学長へ報告すること。その結果、追加でのフォローアップが必要な場合は対応すること。
- (d) 現在実施している研究倫理 e ラーニング受講に追加して、毎年研修倫理研修を実施すること。

以上